答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年6月26日に提起した処分庁による令和4年度固定資産税・都市計画税賦 課決定処分についての審査請求について、これを棄却しようとする審査庁の裁決の内容は、妥当 である。

第2 事案の概要

- 1 令和4年4月28日、処分庁は、審査請求人に係る令和4年度固定資産税及び令和4年度都市計画税を賦課徴収するため、審査請求人に対し、令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書を 郵送した(以下令和4年度固定資産税及び令和4年度都市計画税の賦課決定処分を「本件処分」 という。)。
- 2 令和4年6月26日、審査請求人は、八尾市長に対し、本件処分の変更を求める審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、「昨年と土地及び建物も全く同じなのに今年税金が100円upになっている。近所(となりの家又向いの家)も昨年と全く同額なのに納得感が無い。他市の友人達も昨年と同額である。他市は関係ないとは言え何故に私だけウサギ小屋程度の家なのにこんな仕打ちを受けるとは情けない。市民としての責務は果してます。昨年と同額の税額を求めます。」と主張し、本件処分の変更を求めている。

2 処分庁の主張

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課決定について

令和4年度納税通知書に記載の税額は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の4の2第1項及び第349条第2項並びに八尾市市税条例(平成12年八尾市条例第39号。以下「条例」という。)第63条第2項、第64条及び第138条の規定に基づき算定したものである。

固定資産税については、法第349条の規定に基づき、3年に1度評価替えを行うこととなっており、直近の評価替年度である令和3年度が基準年度となり、令和4年度については法第349条第2項に規定する第二年度にあたるため、原則として、基準年度の額を据え置くこととなるが、令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置(以下「特別な措置」という。)が講じられており、都市計画税についても同様である。

また、固定資産税及び都市計画税の税額の決定にあたり、課税標準額については、法第20条の4の2第1項の規定に基づき、同所有者が所有する土地及び家屋それぞれの課税標準額を合算し、千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額また

はその全額を切り捨てることとなり、当該切り捨て後の課税標準額に条例第64条及び第138条で定める税率(本市では、固定資産税は「100分の1.4」、都市計画税は「100分の0.3」)を乗じて税額を算出することとなるが、法第20条の4の2第3項の規定に基づき、地方税の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとなる。

審査請求人が所有する土地の価格については、令和3年度評価替えにおいて、令和2年度に 比べ「22,493円」上昇しており、本来であれば、価格の上昇に伴い、令和3年度の課税におい て固定資産税の課税標準額が「3,749円」、都市計画税の課税標準額が「7,498円」それぞれ上 昇すべきであったが、特別な措置の対象となったため、令和3年度課税においては、価格のみ が上昇し、課税標準額は令和2年度の額に据置かれたが、令和4年度については特別な措置が 講じられなかったため、令和3年度の課税標準額の据置分が増加したことにより、税額が増加 したものである。家屋の課税標準額については、令和3年度と令和4年度は同額である。

次に、税率を乗じる課税標準額は土地及び家屋の合計額については、千円未満の端数を切り 捨てたもの(以下「切捨後の課税標準額」という。)であることから、令和4年度の切捨後の 課税標準額については、令和3年度に比べ、固定資産税が「4,000円」、都市計画税が「7,000 円」上昇することとなり、それぞれの切捨後の課税標準額に税率を乗じて100円未満の端数を 切り捨てた結果、確定税額では、令和3年度に比べ、固定資産税は「100円」の増加、都市計 画税は同額となったものである。

なお、令和2年度から令和4年度までにおける、審査請求人が所有する土地及び家屋の価格、 固定資産税及び都市計画税の課税標準額並びに確定税額については、以下の表に記載のとおり である。

価格 (単位:円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
土地	家屋	土地	家屋	土地	家屋
000	000	000	000	000	000

課税標準額 (固定資産税)

令和2年度		令和3年度			令和4年度			
土地	家屋	切捨後の	土地	家屋	切捨後の	土地	家屋	切捨後の
		課税標準額			課税標準額			課税標準額
000	000	000	000	000	000	000	000	000

(単位:円)

(単位:円)

課税標準額(都市計画税)

令和2年度	芝		令和3年度	芝		令和4年度	Ę	
土地	家屋	切捨後の	土地	家屋	切捨後の	土地	家屋	切捨後の
		課税標準額			課税標準額			課税標準額
000	000	000	000	000	000	000	000	000

確定税額 (単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
固定資産税	000	000	000
都市計画税	000	000	000
合計	000	000	000

(2) 結論

以上のとおり、本件処分は違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されることが相当であると思料する。

2 理由

審理員意見書のとおり。

第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められなかったため。

第6 審査会の判断の理由

- 1 本件に係る法令の規定について
 - (1) 賦課決定に関する規定について

法第20条の4の2は、第1項で「地方税の課税標準額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。」と規定している。

法第349条は、第2項で「基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の 課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格 で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。」と規定している。

条例第63条は、第2項で「基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度(基準年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。」と、第10項で「小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模

住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。」と規定している。

条例第64条は、「固定資産税の税率は、100分の1.4とする。」と規定している。

条例第137条は、「法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。」と規定している。

条例第138条は、「都市計画税の税率は、100分の0.3とする。」と規定している。

(2) 特別な措置について

ア 固定資産税について

法附則第18条第1項及び条例附則第17条第1項は、宅地等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格について「令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額」と規定している。

イ 都市計画税について

法附則第25条第1項及び条例附則第30条は、宅地等に係る都市計画税の課税標準となるべき価格について「令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額」と規定している。

2 本件処分に違法又は不当な点があったか等について

処分庁は、法及び条例の規定に基づき本件処分を行い、審査請求人に対し、令和4年度固定資 産税・都市計画税納税通知書を郵送したとのことである。

これに対し、審査請求人は、本件処分について、前記第2の1に掲げるとおり主張しており、 審査請求人は本件処分の変更によって、法律上の利益を受けるものであることから、行政不服審 査法第2条に規定する行政庁の処分に不服がある者に該当する。

したがって、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点が存在するかについて、審査会の判断を示す。

令和2年度から令和4年度までの固定資産税・都市計画税名寄帳によれば、審査請求人の所有する土地は小規模住宅用地の特例措置を受けており、価格に6分の1を乗じた額が固定資産税の課税標準額、価格に3分の1を乗じた額が都市計画税の課税標準額となる。

なお、家屋については価格がそのまま固定資産税及び都市計画税の課税標準額となる。

令和2年度固定資産税・都市計画税名寄帳によれば、土地の価格は〇〇〇円、固定資産税課税標準額は〇〇〇円、都市計画税課税標準額は〇〇〇円であり、家屋の価格は〇〇〇円、固定資産税及び都市計画税の課税標準額は価格と同じ〇〇〇円である。

令和3年度固定資産税・都市計画税名寄帳によれば、土地の価格は○○○円、固定資産税課税標準額は○○○円、都市計画税課税標準額は○○○円であり、家屋の価格は○○○円、固定資産税及び都市計画税の課税標準額は価格と同じ○○○円である。

令和4年度固定資産税・都市計画税名寄帳によれば、土地の価格は〇〇〇円、固定資産税課税標準額は〇〇〇円、都市計画税課税標準額は〇〇〇円であり、家屋の価格は〇〇〇円、固定資産税及び都市計画税の課税標準額は価格と同じ〇〇〇円である。

固定資産税は、法第349条の規定に基づき、3年に1度評価替えを行うこととなっており、直

近の評価替年度である令和3年度が基準年度となり、令和4年度については法第349条第2項に 規定する第二年度にあたる。

そのため、原則として、令和4年度は基準年度である令和3年度の額を据え置くこととなるが、令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地については、前年度(令和2年度)の課税標準額に据え置く措置が講じられており、都市計画税についても同様である。

上記の点を踏まえると、基準年度である令和3年度の土地の価格は〇〇〇円であり、価格に6分の1を乗じた本来の固定資産税課税標準額は〇〇〇円、価格に3分の1を乗じた本来の都市計画税課税標準額は〇〇〇円となるが、令和2年度の固定資産税課税標準額〇〇〇円、都市計画税課税標準額〇〇〇円より増加するため、令和3年度税制改正における特別な措置の対象となり、令和2年度の固定資産税課税標準額である〇〇〇円、都市計画税課税標準額である〇〇〇円に据置かれている。

第二年度である令和4年度の固定資産税課税標準額は〇〇〇円、都市計画税課税標準額は〇〇〇円であり、特別な措置が講じられた令和3年度の固定資産税課税標準額及び都市計画税課税標準額より増加しているが、特別な措置は令和3年度のみ講じられ、令和4年度については、令和3年度本来の固定資産税課税標準額である〇〇〇円、都市計画税課税標準額〇〇〇円となっているものである。

税率を乗じる課税標準額(土地及び家屋の合計額)については、千円未満の端数を切り捨てたものであることから、固定資産税においては、令和4年度の切捨後の課税標準額〇〇〇円、令和3年度の切捨後の課税標準額〇〇〇円と比して4,000円増額となる。同様に都市計画税においては、令和4年度の切捨後の課税標準額〇〇〇円、令和3年度の切捨後の課税標準額〇〇〇円と比して7,000円増額となり、それぞれの切捨後の課税標準額に税率(固定資産税1.4%、都市計画税0.3%)を乗じて100円未満の端数を切り捨てた結果、確定税額では、令和3年度に比べ、固定資産税は「100円」の増額、都市計画税は同額となったものである。

以上のとおり、処分庁は、法及び条例の規定に基づき本件処分を行ったものであり、何ら違法 又は不当な点は見受けられない。

したがって、処分庁が本件処分を行ったことは適当であり、審査請求人の主張には理由がない。

第7 当審査会における調査審議の経過

年 月 日	調査審議の内容		
令和4年12月14日	諮問書の受理		
令和5年1月26日	審査		
令和5年3月3日	審査・答申		

第8 当審査会の委員構成

役職	氏 名	備考
会 長	石 田 榮仁郎	大学名誉教授 弁護士
職務代理者	上 﨑 哉	大学教授
	村 岡 悠 子	弁護士

八尾市行政不服審査会 会長 石 田 榮仁郎 委員 上 﨑 哉 委員 村 岡 悠 子